

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第10条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(第1号から第7号までに掲げる期間のある月)にあっては現実に職務に従事することを要する日のあった月を除き、第8号に掲げる期間のある月(第7号に掲げる期間のある月)にあっては育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)をいう。</p> <p>〔略〕</p> <p>刑事休職の期間(地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間をいう。次条第4項において同じ。)</p> <p>・〔略〕</p> <p>— 配偶者同行休業(地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。次条第4項において同じ。)の期間</p> <p>— 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間</p> <p>— 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。次条第4項において同じ。)の期間</p> <p>— 育児短時間勤務等の期間</p> <p>5～7〔略〕</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち、前条第4項に規定する休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当す</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第10条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(第1号から第6号までに掲げる期間のある月)にあっては現実に職務に従事することを要する日のあった月を除き、第7号に掲げる期間のある月(第7号に掲げる期間のある月)にあっては育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)をいう。</p> <p>〔略〕</p> <p>刑事休職の期間(地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間をいう。以下同じ。)</p> <p>・〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>— 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)の期間</p> <p>〔同左〕</p> <p>5～7〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第11条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち、前条第4項に規定する休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当す</p>

る月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間及び配偶者同行休業をした期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。

5～8 〔略〕

る月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。

5～8 〔略〕

付 則

この条例は、公布の日から施行する。